

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱

第一 目的（第一条関係）

この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とするものとする。

第二 特定求職者の定義（第二条関係）

この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであつて、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいうものとする。

第三 特定求職者に対する職業訓練の実施

一 職業訓練実施計画（第三条関係）

- (一) 厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受け

る機会を十分に確保するため、二の(二)の認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に
関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

(二) 職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとするものとする。

イ 特定求職者の数の動向に関する事項

ロ 特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

ハ 特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき

事項

(三) 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

(四) 厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

二 厚生労働大臣による職業訓練の認定（第四条関係）

(一) 厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、イからハま

でのいずれにも適合するものであることの認定をすることが出来るものとする。

イ 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること

ロ 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること

ハ その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

(二) 厚生労働大臣は、(一)の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が(一)のイからハまでのいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができるものとする。

(三) 厚生労働大臣は、(一)による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

三 認定職業訓練を行う者に対する助成（第五条関係）

国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができるものとする。

四 指導及び助言（第六条関係）

機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

第四 職業訓練受講給付金

一 職業訓練受講給付金の支給（第七条関係）

(一) 国は、第五の二により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができるものとする。

(二) 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定めるものとする。

二 返還命令等（第八条関係）

(一) 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給

付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることが出来るものとする。

(二) (一)の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたことによりその職業

訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、(一)による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることが出来るものとする。

(三) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十七条及び第四十一条第二項の延滞金及び時効の規定は、(一)及び(二)により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用するものとする。

三 譲渡等の禁止（第九条関係）

職業訓練受講給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

四 公課の禁止（第十条関係）

租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないものとする。

第五 就職支援計画の作成等

一 就職支援計画の作成（第十一条関係）

公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、(一)から(三)までに掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

(一) 職業指導及び職業紹介

(二) 認定職業訓練又は公共職業訓練等

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

二 公共職業安定所長の指示（第十二条関係）

公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき(一)の(一)から(三)までに掲げる措置（以下「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

三 関係機関等の責務（第十三条関係）

(一) 職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、二による指示

を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならないものとする。

- (二) 二による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならないものとする。

第六 雑則

一 時効（第十四条関係）

職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第四の二により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。

二 報告（第十五条関係）

- (一) 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者又は認定職業訓練を行っていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）及び特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができるものとする。

(二) 機構は、第三の二の(一)による認定に関する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めることができるものとする。

三 立入検査(第十六条関係)

(一) 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問をさせ、又は帳簿書類の検査をさせることができるものとする。

(二) 厚生労働大臣は、機構に、(一)による質問又は立入検査(認定職業訓練が第三の二の(一)のイからハまでの要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。)を行わせることができるものとする。

(三) 機構は、(二)により質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。

(四) (一)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする。

四 船員となろうとする者に関する特例(第十七条関係)

船員職業安定法第六條第一項に規定する船員となろうとする者に関して必要な特例を設けるものとする。

五 権限の委任（第十八条関係）

(一) この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができるものとする。

(二) (一)により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができるものとする。

六 厚生労働省令への委任（第十九条関係）

この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めるものとする。

第七 罰則（第二十条から第二十二条関係）

第六の二の(一)による報告をせず、又は虚偽の報告をした認定職業訓練を行う者等々に対し、所要の罰則を科すものとする。

第八 その他

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成二十三年十月一日から施行するものとする。ただし、二及び五の一部については、公布の日から施行するものとする。

二 施行前の準備（附則第二条及び第三条まで関係）

厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三の二の（一）の認定に相当する認定等必要な施行前の準備を行うことができるものとする。

三 雇用保険法の一部改正（附則第四条及び第五条関係）

（一） 就職支援法事業

政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、認定職業訓練を行う者に対して、第三の三による助成を行うこと及び第二の特定求職者に対して、第四の一の職業訓練受講給付金を支給することができるものとする。

(二) 国庫負担

イ 国庫は、(一)の就職支援法事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用については二分の一を負担するものとする。

(注) 雇用保険法附則第十三条により、国庫負担については、暫定措置(当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の百分の五十五に相当する額を負担)が適用される。

ロ 国庫は、イのほか、予算の範囲内において、就職支援法事業に要する費用(職業訓練受講給付金に要する費用を除く。)を負担するものとする。

四 検討(附則第十四条関係)

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五 その他

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。